

三浦市訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1, 176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割				39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1 週に 2 回程度の場合		2, 349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割				77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		3, 727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割				123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179		
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割					-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1 週に 2 回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割					-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割					-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		

A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月 につき
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日 につき
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回 につき
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等 における 小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月 につき
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日 につき
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回 につき
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月 につき
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日 につき
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回 につき

A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月 につき		
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限 度	
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等 処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 245/1000 加算		1月 につき	
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員等 処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）		所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）		所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）		所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）		所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）		所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）		所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）		所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）		所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）		所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 0）		所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 1）		所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 2）		所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 3）		所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 4）		所定単位数の 76/1000 加算		

※１月当たりの回数を定める場合は１月につきイ（３）に掲げる単位数の範囲までで算定する。



※令和６年６月１日介護報酬改定による変更点を黄色にしています。

※令和６年６月１日現在で、三浦市では使用しないコードには色をつけています。